

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課(06-6208-8081)
処分担当名	各区保健福祉課
処分の名称	身体障がい者手帳の再交付申請
概 要	・身体障がい者手帳の交付を受けた方で、次のいずれかに該当する場合は、申請に基づき身体障がい者手帳を再交付します。 ①身体障がい者手帳の交付を受けた時と比較してその障がい程度に重大な変化が生じた場合（障がい程度の変化） ②身体障がい者手帳の交付を受けた時に有していた障がいに加えて、それ以外の障がいを有するに至った場合（障がいの追加） ③身体障がい者手帳を破り、汚し、若しくは失った場合（汚損、紛失）
根拠法令等 及び条項	身体障害者福祉法施行令第10条第１項 身体障害者福祉法施行規則第７条第１項、第８条第１項
審査基準	・障がい程度の変化及び障がいの追加に伴う再交付申請の場合は、「身体障がい者手帳の交付申請」と審査基準は同じです。
標準処理期間	７日（ただし、専門的な審査を要する場合は、２か月程度の処理期間となります。）
経由日数	なし
提出先	各区保健福祉課
提出時期	随時
提出方法	以下の書類等を各区保健福祉課に提出してください。 ア．身体障がい者（児）手帳交付・再交付申請書 イ．（障がい程度の変化及び障がいの追加に伴う再交付申請の場合）身体障がい者診断書・意見書 ウ．写真（たて４ｃｍ×よこ３ｃｍ、申請のときから１年以内に撮った上半身を写したもの） なお、ア・イは様式に定めがありますので、各区保健福祉課で受領してください。
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007734.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部保険年金課 保険グループ (06-6208-7965)
処分課（担当）名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	大阪市国民健康保険被保険者に係る基準収入額の適用
概 要	大阪市国民健康保険（以下「国保」という。）の被保険者で70歳から74歳までの方のうち、一部負担金について3割と決定された方について、一定の基準収入額以下の場合には、申請に基づき、一部負担金を軽減します。
根拠法令等 及び条項	国民健康保険法 第42条第1項 (https://elaws.e-ov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=333AC0000000192) 国民健康保険法施行令 第27条の2 第3項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=333C00000000362) 国民健康保険法施行規則 第24条の2 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=333M50000100053)
審査基準	一部負担金の割合が3割と決定された70歳以上の国保の被保険者（後期高齢者医療制度の対象者を除く。）が属する世帯の世帯主が申請します。 前年中（1月～7月中は前々年中）の収入が次の要件を満たしていれば、申請により一部負担金の割合が変更されます。 (1) 同一国保世帯におられる70歳から74歳の方がお一人で、その方の収入が、基準収入額（383万円）に満たない場合 (2) 同一国保世帯におられる70歳から74歳の方がお一人と、その方と同じ世帯に属する後期高齢者医療制度の方の収入の合計が、基準収入額（520万円）に満たない場合 (3) 同一国保世帯におられる70歳から74歳の方がお二人以上で、その方たちの収入の合計が、基準収入額（520万円）に満たない場合
標準処理期間	即日
経由日数	なし
提出先	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
提出時期	随時
提出方法	申請書に必要事項を記載のうえ、収入額が確認できる書類、被保険者証、高齢受給者証（お持ちの方）、申請書太枠に記載されている方の個人番号が確認できるもの、世帯主の身分証明書等をお持ちになって提出してください。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000369753.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局生活福祉部保険年金課 給付グループ (06-6208-7967)
処分担当名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	大阪市国民健康保険被保険者に係る長期高額特定疾病の認定
概 要	大阪市国民健康保険の被保険者で、人工透析を実施している慢性腎不全、血友病及び血液製剤に起因するHIV感染症の患者の方については、申請により、当該療養にかかる医療費の限度額が1万円（ただし、限度額区分アまたはイの世帯に属する70歳未満の方の人工透析に係る診療については2万円）が限度になります。
根拠法令等 及び条項	国民健康保険法施行令 第29条の2第8項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=333C00000000362#184) 健康保険法施行令 第41条第9項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=215I00000000243#227) 国民健康保険法施行規則 第27条の13 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=333M50000100053#487) 昭和59年9月28日厚生労働省告示第156号 (各区窓口サービス課（保険年金：保険）窓口に設置)
審査基準	特定疾病として認定の対象となる治療及び疾病は次のとおりです。 (1) 人工透析を実施している慢性腎不全 (2) 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害及び先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（血友病） (3) 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群で一定のもの（血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染者）
標準処理期間	10日前後
経由日数	なし
提出先	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
提出時期	随時
提出方法	特定疾病認定申請書に必要事項を記載のうえ、認定を受けようとする疾病にかかっていることに関する医師の意見書と被保険者証、マイナンバーが確認できるもの、身分証明書等をお持ちになって提出してください。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000369689.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局生活福祉部保険年金課 給付グループ (06-6208-7967)
処分担当名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	大阪市国民健康保険被保険者に係る標準負担額の減額
概 要	大阪市国民健康保険被保険者の入院中の食事代及び療養病棟に入院する65歳以上の方の居住費については標準負担額が必要ですが、市民税非課税世帯の場合には、申請に基づき減額します。
根拠法令等 及び条項	国民健康保険法 第52条第2項、第52条の2 第2項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=333AC0000000192#347) 国民健康保険法施行規則 第26条の2、第26条の6の3 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=333M50000100053#336)
審査基準	標準負担額の減額が出来るのは、次のいずれかに該当するときです。 (1) 被保険者の属する世帯の国民健康保険の被保険者全員について、療養のあった月の属する年度分(4月から7月までの場合は前年度分)の市民税が課されないか又は免除される場合 (2) 標準負担額の減額がなされれば、生活保護を必要としなくなる場合 ただし、「国保特例標準負担額減額該当」又は「限度額適用・標準負担額減額認定該当(Ⅰ又はⅡ)」と記載された保護却下通知書又はその写し(各区の保健福祉センター生活支援担当課長が原本証明したもの)が必要
標準処理期間	10日前後
経由日数	なし
提出先	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
提出時期	随時
提出方法	限度額適用・標準負担額減額認定申請書に必要事項を記載のうえ、被保険者証、マイナンバーが確認できるもの、身分証明書等、入院期間が確認できる書類(直近12か月の入院日数が90日を超えている場合のみ)をお持ちになって提出してください。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000369687.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局生活福祉部保険年金課 給付グループ (06-6208-7967)
処分担当名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	大阪市国民健康保険被保険者に係る標準負担額の減額差額の支給
概 要	大阪市国民健康保険被保険者が入院したときの食事代及び居住費について、やむを得ず減額認定証を保険医療機関に提出出来ず、通常の負担額を支払ったときには、申請により現に支払った標準負担額と減額により支払うべき額との差額を支給します。
根拠法令等 及び条項	国民健康保険法施行規則 第26条の5第1項、第26条の6の4第6項、第27条の14の5第6項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=333M50000100053)
審査基準	支給の対象となるのは、被保険者が減額認定証を保険医療機関に提出することができなかった理由（急病等）について、保険者がやむを得ないものと認めるときです。
標準処理期間	2か月前後
経由日数	なし
提出先	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
提出時期	随時
提出方法	療養費等支給申請書に必要事項を記載のうえ、領収書、被保険者証、マイナンバーが確認できるもの、身分証明書等、標準負担額減額認定証（お持ちの方）、高齢者受給者証（お持ちの方）、世帯主の金融機関口座通帳又は振込口座のわかる書類をお持ちになって提出してください。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000369687.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部保険年金課 収納グループ (06-6208-9872)
処分課（担当）名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	後期高齢者医療保険料の納付を口座振替による徴収方法の変更
概 要	後期高齢者医療保険料を口座振替の方法により納付する旨を申し出た後期高齢者医療制度の被保険者の方で、特別徴収の方法によって徴収するよりも普通徴収の方法によって徴収することが保険料の徴収を円滑に行うことができる方については、特別徴収の対象者であっても徴収方法を普通徴収（口座振替の方法に限ります。）へ変更します。
根拠法令等 及び条項	高齢者の医療の確保に関する法律施行令 第23条第3号 （ https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=419C00000000318_20210101_502C00000000381&keyword=%E9%AB%98%E9%BD%A2%E8%80%85%E3%81%AE%E5%8C%BB%E7%99%82 ） 大阪市後期高齢者医療保険料の徴収方法の選択に関する要綱 （各区役所保険年金業務担当窓口に設置）
審査基準	次の場合には、特別徴収の方法によって徴収するよりも普通徴収の方法によって徴収することが保険料の徴収を円滑に行うことができるものとして、認定します。 （１）申出があった時点 ア 申出書において「確実に納付すること」、「未納が生じた場合は特別徴収に戻されることを了承すること」について本人署名による誓約をした場合、「特別徴収の方法によって徴収するよりも普通徴収の方法によって徴収することが保険料の徴収を円滑に行うことができる」の要件を一定満たすものとし イ ただし、申出の日の属する年度の前年度の後期高齢者医療保険料についてまったく納付がされていないなど、納付の意思がないにもかかわらず申出を行っていることが明らかな場合は、「円滑」な徴収が見込めないため、認定しません。 （２）翌年度の年次の特別徴収開始依頼処理時点 翌年度の年次の特別徴収開始依頼処理時点において、普通徴収に変更後の後期高齢者医療保険料の納付実績を確認し、未納がある場合は、「円滑」な徴収が見込めないため、認定を取り消し、年次特別徴収開始（10月）を依頼します。
標準処理期間	即日
経由日数	なし
提出先	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
提出時期	随時
提出方法	「後期高齢者医療保険料口座振替の利用による徴収方法変更の申出書」及び後期高齢者医療保険料口座振替依頼書に必要事項を記載のうえ、後期高齢者医療制度の被保険者証、通帳等の口座番号がわかるもの、通帳届出印をお持ちになって提出してください。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000288434.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部保険年金課 収納グループ (06-6208-9872)
処分課（担当）名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	大阪市国民健康保険料の納付を口座振替による徴収方法の変更
概 要	大阪市国民健康保険料を口座振替の方法により納付する旨を申し出た被保険者の方で、特別徴収の方法によって徴収するよりも普通徴収（口座振替の方法に限ります。）の方法によって徴収することが保険料の徴収を円滑に行うことができる方については、特別徴収の対象者であっても徴収方法を普通徴収へ変更します。
根拠法令等 及び条項	国民健康保険法施行令 第29条の13 （ https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail/333C000000000362_20170401_429C00000000098/0?revIndex=3&lawId=333C000000000362&openerCode=1 ） 大阪市国民健康保険料特別徴収対象外に関する要綱 （ http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000201931.html ）
審査基準	次の場合には、特別徴収の方法によって徴収するよりも普通徴収の方法によって徴収することが保険料の徴収を円滑に行うことができるものとして、認定します。 （１）申出があった時点 ア 申出書において「確実に納付すること」、「未納が生じた場合は特別徴収に戻されることを了承すること」について本人署名による誓約をした場合、「特別徴収の方法によって徴収するよりも普通徴収の方法によって徴収することが保険料の徴収を円滑に行うことができる」の要件を一定満たすものとします。 イ ただし、申出の日の属する年度の前年度の国民健康保険料について納付がないなど、納付の意思がないにもかかわらず申出を行っていることが明らかな場合は、「円滑」な徴収が見込めないため、認定しません。 （２）翌年度の年次の特別徴収開始依頼処理時点 翌年度の年次の特別徴収開始依頼処理時点において、普通徴収に変更後の国民健康保険料の納付実績を確認し、未納がある場合は、「円滑」な徴収が見込めないため、認定を取り消し、年次特別徴収を開始（10月）します。
標準処理期間	即日
経由日数	なし
提出先	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
提出時期	随時
提出方法	本人からの（国民健康保険料口座振替の利用による徴収方法変更の）申出書及び大阪市徴収金口座振替依頼書に必要事項を記載のうえ、被保険者証、通帳等の口座番号がわかるもの、通帳届出印をお持ちになって申込んでください。なお、区役所では、一部の金融機関を除き、キャッシュカードによる口座振替のお申込みができます。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000370736.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部地域福祉課 (06-6208-9058)
処分課（担当）名	福祉局生活福祉部地域福祉課
処分の名称	大阪市大学奨学金の履行延期の特約についての申請
概 要	市長は、奨学金の貸与を受けた者が、履行期限が経過した債務を一時に履行することが困難な場合、履行期限を延長し分割して支払う旨の特約を行うことがあります。
根拠法令等 及び条項	地方自治法施行令第171条の6 大阪市未収債権管理事務取扱規則第9条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大学奨学金債権管理マニュアル (教育委員会事務局総務部学事課窓口にて設置)
審査基準	大学奨学金の履行延期の特約が認められるのは、奨学金の貸与を受けた者が次のいずれかに該当する場合です。 ・借受者が無資力又はこれに近い状態にあるとき ・借受者が債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき ・災害、盗難その他の事故が生じたことにより、借受者が債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき
標準処理期間	90日
経由日数	なし
提出先	福祉局生活福祉部地域福祉課
提出時期	随時
提出方法	持参又は郵送
手数料	なし
相談窓口	福祉局生活福祉部地域福祉課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000241924.html
備 考	